

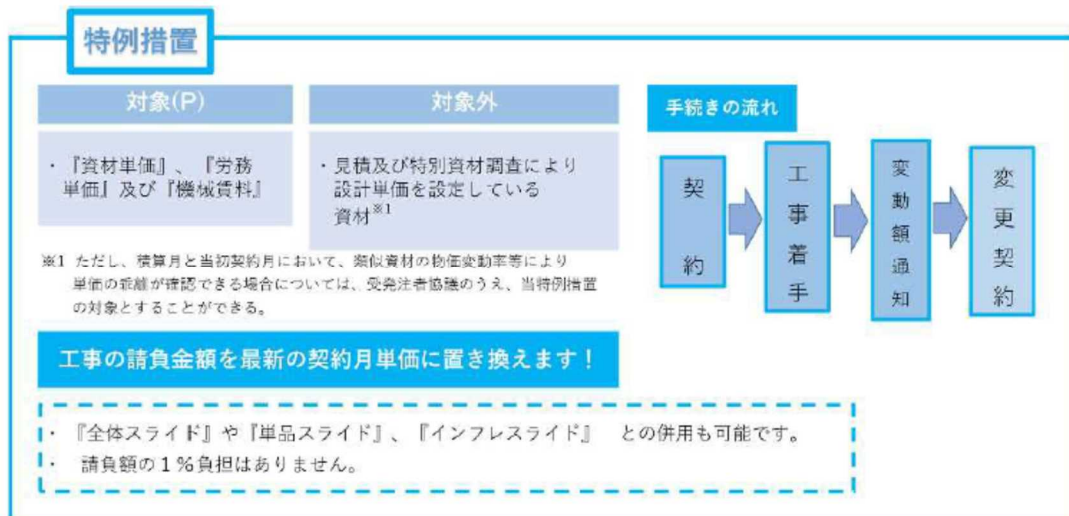
資材価格等の高騰対策について

スライド制度は、松江市建設工事請負契約約款第 26 条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、全ての工事を対象とする『資材価格高騰に対する特例措置』を実施します。

【資材価格高騰に対する特例措置について】

資材価格高騰に対する特例措置(以下「特例措置」という。)は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、発注者が設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものです。



- ・松江市が発注する全ての土木工事を対象とします。
- ・令和6年4月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とします。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更とあわせて変更契約時に行うものとします。

スライドの概要とスライド額の算出方法について

